

第19回千葉市景観総合審議会

令和5年5月29日（月）

議案第1号

会長の選出

千葉市景観総合審議会設置条例第4条第2項の規定に基づき、委員の互選により、会長を定める。

議案第2号

副会長の指名

千葉市景観総合審議会設置条例第4条第3項の規定に基づき、副会長について、委員のうちから会長が指名する。

議案第3号

会議録署名人の指名

千葉市景観総合審議会運営要領第5条第2項の規定に基づき、会長以外の会議録署名人となる委員について、会長が指名する。

議案第4号

各部会委員の指名

千葉市景観総合審議会設置条例第7条第2項の規定に基づき、部会を組織する委員について、会長が指名する。